

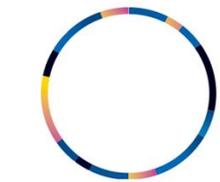
申請マニア限界突破
BOUNDARY
行政書士法人

新制度開始後のドローン事業者の現状と課題

バウンダリ行政書士法人
行政書士 佐々木 慎太郎

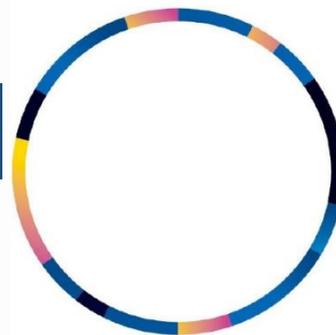
目次

1. バウンダリ行政書士法人とは
2. 登録講習機関準備状況と課題
3. 新制度についてよくある質問
4. まとめ



申請マニア限界突破
BOUNDARY
行政書士法人

バウンダリ行政書士法人とは



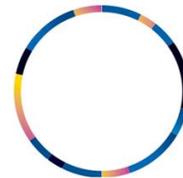
—— 申請マニア限界突破
バウンダリ
行政書士法人——

設立 2020年3月
(2015年創業)

事業内容

- ・ドローン関連許認可の維持管理と内製化コンサルティング、
- ・未開拓分野のビジネス創出

宮城県仙台市、東京都千代田区の2拠点



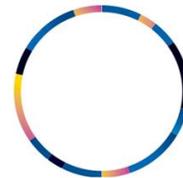
バウンダリ行政書士法人とは

◆具体的な業務

- ・ドローンをはじめとした許認可の維持管理
 - ・チャット、オンライン顧問、コンサルティング
 - ・許認可の知見を活用した商品開発
 - ・ドローンスクール等の運営、新制度サポート
- など



バウンダリ行政書士法人とは



申請マニア限界突破
BOUNDARY
行政書士法人

◆出版実績

ドローン飛行許可の取得・維持管理の基礎がよくわかる本



【内容】

ドローン飛行許可を初めて学ぶ方に向けて書かせていただいた一冊です。

業界発展のため専門用語を極力使用せず、「わかりやすさ」を優先して説明していることが特徴です。



バウンダリ行政書士法人とは



申請マニア限界突破
BOUNDARY
行政書士法人

◆監修・一部執筆

ドローンビジネス参入ガイド



【内容】
ドローンを利用したビジネスを考えている方に向けて、各分野におけるドローン活用の実態、市場参入に必要なとなる様々な知識、ドローン関連機材を含めたコストの考え方、法令の知識について解説しています。
法改正により一部古い情報がありますが、ドローンについての理解を深められる一冊です。



佐々木慎太郎
行政書士事務所



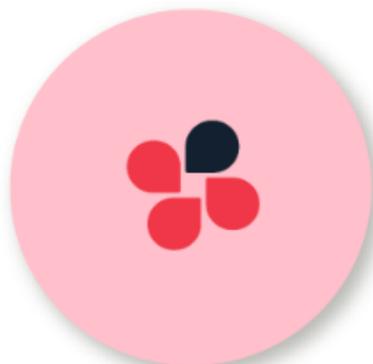
バウンダリ行政書士法人とは

◆できること

相談プラン：ドローンに関するお困りごとを解決



法務相談



ライト

チャットワークで
気軽に相談



スタンダード

電話&オンラインで
リアルタイム対応



フルサポート

事業や運用も
手厚くサポート

バウンダリ行政書士法人とは



◆できること

飛行申請プラン：ドローンの飛行の許可を取得・維持



飛行申請



包括申請年間サポート
(DIPS)

包括申請と更新を
スピーディに安心お任せ



飛行許可申請

オリジナルの
飛行マニュアル作成



飛行許可申請
+ 行政書士コンサル

飛行マニュアル作成
専門家アドバイス

バウンダリ行政書士法人とは

◆できること

機体登録：義務化されるドローン機体の登録を代行



機体登録



ドローン
機体登録

機体の登録を
代行申請

◆登録講習機関とは

既に存在する民間のドローンスクールのノウハウとリソースを有効に活用し、多数かつ今後増加が見込まれる操縦ライセンスの発行を円滑に行うため、国は、一定の水準以上の講習を実施する民間機関の課程を修了した者については、国家試験（実地試験）の全部を免除することができることとし、当該機関の運営や学科試験及び実地試験に関する講習内容の一定水準確保に係る講師や施設・設備等の要件を設け、これに適合する機関を登録（登録講習機関）することとしています。

登録講習機関準備状況と課題

◆本日（2023年2月16日）時点

- ・ 申請数
約 1 0 0 0 社
- ・ 登録完了数
2 5 0 社
- ・ 事務規定受領数
9 4 社
- ・ 講習事務を開始している登録講習機関数
? 社 → 4 月以降増える見込み

登録講習機関準備状況と課題

◆申請書類

登録申請

会社履歴事項全部証明書
学科講習用の建物の履歴事項
機体の仕様書 1
機体の仕様書 2
見取図
講師経験証明書
修了審査用、実地講習用の土地利用承諾書
修了審査用空域図
組織図
定款
飛行実績
役員の履歴書
役員一覧表
役員住民票
様式 1
様式 2 (一等)
様式 2 (二等)
様式 3
様式 4 (一等)
様式 4 (二等)
様式 5
様式 6

事務規程

1_事務規定_20221111
2_講習事務を行う事務所一覧
3_講師一覧表
4_講習記録簿
5_登録講習機関実施計画書
6_登録講習機関実施状況報告書
7_修了審査用空域図
8_修了審査用の無人航空機
9_入学申請書
11_講習科目及び講習時間
12_時間割
13_修了審査実施基準
14_一等修了審査実施細則
15_二等修了審査実施細則
16_修了証明書発行台帳
17_管理者一覧表
18_管理者、副管理者、講師の業務
19_管理者研修指導要領
20_講師研修指導要領
21_講習に必要な書籍一覧表
管理者の住民票
管理者の申立書
管理者の履歴書
緊急時の連絡体制図
講習事務手数料 (例)
様式 8



登録講習機関の申請フロー

アカウントの開設の開始

利用規約に同意する

アカウントを開設するページに進み、利用規約に同意します。

アカウントの開設に必要な情報を入力する

お名前や住所、連絡先等の必要な情報を入力します。

入力した情報を確認してアカウントを開設する

入力した情報に誤りが無い事を確認してアカウントを開設します。

アカウントの開設の完了

入力したメールアドレスにログインIDが通知されます。引き続き登録手続き等を行う場合はドローン情報基盤システムにログインします。

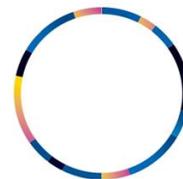
新規登録の申請を開始

法人(企業・団体)アカウントにて申請願います。

登録講習機関の新規登録に必要なもの

	法人	
申請者の情報	<ul style="list-style-type: none">法人名/番号代表者の氏名所在地	<ul style="list-style-type: none">氏名フリガナ担当者部署名電話番号メールアドレス
事務所の情報	<ul style="list-style-type: none">事務所名所在地区分/業務の範囲講習事務開始日電話番号	
その他	<ul style="list-style-type: none">ドローン情報基盤システムのアカウントgBizIDプライム(メンバー)アカウント	

登録講習機関準備状況と課題



申請マニア限界突破
BOUNDARY
行政書士法人

ドローン情報基盤システムにログインする

ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムにログインします。

新規登録に進む

メインメニューで「登録講習機関の登録」のボタンを選択します。

登録方法を選択する

登録方法には画面からの入力(事務所数が10件以内)と、CSV形式(事務所数が11件以上)のファイルアップロードの2種類があります。どちらの登録方法で申請するかを選択します。

本人確認を行う

gBizIDプライムによる本人確認を行います。

申請者情報を入力する

登録講習機関の申請者の情報を入力します。

ログイン

アカウントを開発済の方

まだアカウント作成がお済みでない方

ログインID
AAAAAA

パスワード

ログインIDを忘れた方は はこちら

パスワードを忘れた方は はこちら

ログイン

戻る

個人の方のアカウント開設

企業・団体の方のアカウント開設

ドローン情報基盤システム
(団体申請用画面)

登録講習機関を希望する団体の手続き

登録講習機関の登録

申請状況確認/取下げ/支払い

登録講習機関情報の確認

登録講習機関情報の変更

区分/業務の範囲

一般無人航空機操縦士講習

回転翼航空機 (マルチローター) 種類の選定解除: -

飛行方法の選定解除: 目視内飛行 屋外飛行

回転翼航空機 (マルチローター) 種類の選定解除: 重量25kg未満

飛行方法の選定解除: 目視内飛行 屋外飛行



登録講習機関準備状況と課題

事務所情報を入力する

登録する登録講習機関の事務所情報を入力します。



申請情報を確認する

入力した情報を確認して申請を行います。



到達確認をする

登録講習機関の登録申請された方へ確認のメールが送付されるので、メールを開いて到達確認を行います。



オンラインによる新規登録の申請が完了

航空局で申請内容の確認を行います。



添付書類の送付（電子メール）

オンラインによる申請完了後、申請に必要な添付書類を航空局が指定するメールアドレス宛に送付願います。



航空局へ添付書類一式を電子メールで送付する

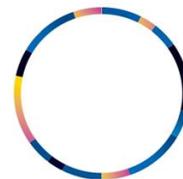
添付書類に不備がないかご確認の上、航空局が指定するメールアドレス宛に送付する。

Registration form details:

- 回転翼航空機（ヘリコプター） 種類の予定解除：-
飛行方法の予定解除： 目視内飛行 昼間飛行
- 回転翼航空機（ヘリコプター） 種類の予定解除：重量25kg未満
飛行方法の予定解除： 目視内飛行 昼間飛行
- 飛行機 種類の予定解除：-
飛行方法の予定解除： 目視内飛行 昼間飛行
- 飛行機 種類の予定解除：重量25kg未満
飛行方法の予定解除： 目視内飛行 昼間飛行
- 二等無人航空機操縦士講習
 - 回転翼航空機（マルチローター） 種類の予定解除：-
 - 回転翼航空機（マルチローター） 種類の予定解除：重量25kg未満
 - 回転翼航空機（ヘリコプター） 種類の予定解除：-
 - 回転翼航空機（ヘリコプター） 種類の予定解除：重量25kg未満
 - 飛行機 種類の予定解除：-
 - 飛行機 種類の予定解除：重量25kg未満

講習事務開始日

登録講習機関準備状況と課題



申請マニア限界突破

BOUNDARY

登録免許税の納付用情報の通知

申請内容の確認が完了すると、登録免許税の納付用情報が申請者にメール通知されます。

登録免許税の納付を開始

ドローン情報基盤システムにログインする

ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムにログインします。

申請状況確認画面に進む

メインメニューで「申請状況確認／取下げ／支払い」のボタンを選択します。

申請状況を確認する

申請状況一覧より、対象の申請について「支払選択」ボタンを選択します。

支払方法を確認する

支払い方法Pay-easy(銀行ATM又はインターネットバンキング)を選択します。

★ご注意★

地方公共団体様など、一部の団体様については**登録免許税納付対象外となる**場合がございます。

対象となる方については、納付通知のメールを受領しても支払いを行わないようご注意ください。

詳しくはよくある質問の「登録免許税納付対象外団体について」をご確認ください。

登録講習機関準備状況と課題

納付情報を確認する

収納機関情報等、納付に関する情報を確認します。



登録免許税を支払う

Pay-easy(銀行ATM又はインターネットバンキング)にて、登録免許税を支払います。

登録免許税の支払い方法は、Pay-easy以外として東京国税局麹町税務署に直接納付も可能としている。



登録講習機関登録証発行の通知

登録免許税の納付確認が行われ、登録講習機関登録証が発行されると申請者のメールアドレスにメールが通知されます。



登録講習機関登録証の受領

申請時に入力いただいた登録講習機関登録証が郵送されます。



無人航空機講習事務規程の送付(電子メール)

講習事務を開始する少なくとも1ヶ月前までに、航空局へ送付する必要があります。航空局が指定するメールアドレス宛に送付願います。

無人航空機講習事務規程を届出た後であれば、登録講習機関管理者及び講師向け研修(終了審査員研修含む)の実施は可能となる。

登録講習機関準備状況と課題

航空局へ講習事務規程一式を電子メールで送付する

添付書類に不備がないかご確認の上、
航空局が指定するメールアドレス宛に送付する。

講習事務規程の受領連絡（電子メール）

航空局による内容確認完了後、申請者にメールで受領連絡を通知する。
本一連の作業を持って完了となる。

登録講習機関準備状況と課題

◆運営開始までの期間は3ヵ月～

- 登録申請準備→登録申請 1ヶ月～
- 審査→登録完了 1ヶ月～
- 事務規定届出→受領完了 2週間～
- 運営開始準備 2週間～

◆最低限インプットしておくべき内容

最も重要なのは、講習団体・管理団体とは別物だということ

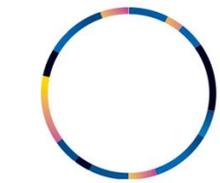
- ・登録講習機関の登録等に関する取扱要領
- ・登録講習機関の事務手続きに関するガイドライン
- ・無人航空機講習事務規程（サンプル）
- ・登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示
- ・登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示
- ・登録講習機関の教育の内容の基準等を定める告示（全体版）

新制度についてよくある質問

◆登録講習機関編

- ・今までの民間スクールとはどう違うのでしょうか？
- ・今までの講習団体は登録講習機関にすぐなれるのでしょうか？
- ・DIPSで申請を行ったのですが、申請が進まないのはなぜでしょうか？
- ・補正の内容が何を指しているのか分かりません

新制度についてよくある質問

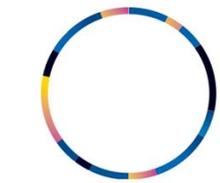


申請マニア限界突破
BOUNDARY
行政書士法人

◆ドローン運航者編

- ・用語は増えてよく分かりません。機体登録をすればドローンを飛ばしてもよいのですか？
- ・国家資格がないとドローンと飛ばせないのですか？
- ・特定飛行って何ですか？
- ・飛行計画通報と飛行日誌への記録は必ずやらないと罰せられるのですか？

まとめ



申請マニア限界突破
BOUNDARY
行政書士法人

- ・ 新制度は走りながら皆で作っている
 - ・ 全国で受講できる登録講習機関が増えるのは4月以降の見込み
 - ・ ドローンを飛行させるために国家資格は必須ではない
 - ・ 飛行計画通報と飛行日誌記載は「特定飛行のみ」義務
- ※機体認証制度を考慮すると、飛行日誌は記載しておくべき